

**東近江市文化芸術振興拠点施設
基本構想・基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

令和8年5月

東近江市企画部政策推進課

1 業務概要

(1) 業務名

東近江市文化芸術振興拠点施設基本構想・基本計画策定支援業務

(2) 業務の目的

本市の文化芸術活動を長きにわたり支え、中心的な役割を担ってきた東近江市立八日市文化芸術会館は、建物や設備の老朽化による問題が深刻化しており、本市を中核とした東近江地域圏の拠点施設として、質の高い文化芸術の提供を実現するためには抜本的な対応が必要な状況である。

本業務では、現施設の大規模改修や新築移転等の様々な選択肢の中から新たな文化芸術振興のための拠点施設を整備するに当たって、適切な場所や施設規模、必要な機能等に関する計画の具体化を図るとともに、その事業費の精査、財源、整備手法の検討等を行い、もって東近江市文化芸術振興拠点施設（以下「拠点施設」という。）の基本構想・基本計画の策定を支援するものである。

(3) 業務の内容

別紙1 東近江市文化芸術振興拠点施設基本構想・基本計画策定支援業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

(5) 提案上限額

総額 24,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

総額及び各年度の上限額を超えた提案は、無効とする。内訳は、以下のとおり。

ア 令和8年度

基本構想策定 10,000,000円

イ 令和9年度

基本計画策定 14,000,000円（債務負担行為）

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。また、共同企業体（JV）で参加する場合は、以下の(1)～(4)の要件は全ての構成員が、(5)の要件は代表となる構成員が満たすこと。

なお、一者又はJVの構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に

関する要件は付さない。

(1) 東近江市入札参加資格者名簿に登録されていること。登録のない者にあつては、以下の書類を企画提案書類と併せて提出すること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 財務諸表（法人及び個人）直近3期分

エ 法人にあつては、直近事業年度の国税（法人税及び消費税）、直近年度の都道府県税（事業税、都道府県民税、自動車税及び地方消費税）及び市町村民税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

オ 個人にあつては、直近年の国税（申告所得税及び消費税）、都道府県税（事業税、自動車税及び地方消費税）及び市町村民税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力及び適正な実施体制を有し、かつ、本市の指示に柔軟に対応できる者

(4) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与してい

ると認められる者

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

キ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) 過去10年間（平成26年度から令和5年度まで）において、元請として国又は地方公共団体が発注した次の業務の完了実績があること。

なお、業務実績にはJV構成員として受注した実績も含んでよいものとする。

- ・ホール800席以上の文化施設の基本構想又は基本計画策定（支援）

4 説明会

業務内容に関する説明会を以下のとおり実施する。

(1) 日時及び場所

ア 日時 令和8年5月27日（水）午後2時から

イ 場所 東近江市役所301会議室（本館3階）

(2) 参加方法

ア 事前申込制とする。

イ 申込に当たっては、説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、5月22日午後5時までに本実施要領に記載している電子メールアドレス宛てに提出することとし、提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年6月3日（水）正午まで

イ 提出方法

質問書（様式2）により、この要領に記載している電子メールアドレス宛てに提出するものとする。

提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、令和8年6月10日（水）までに質問者を伏せた上で、東

近江市ホームページにおいて行う。

6 企画提案内容

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水）正午

(2) 提出方法

提出期限までに次の書類を東近江市企画部政策推進課に持参又は郵送（必着）

(3) 提出書類

- ア 企画提案申込書（様式3）
- イ 業務受託実績調書（様式4）
- ウ 技術者調書（様式5）
- エ 配置予定技術者調書（様式6）
- オ 会社・団体概要調書（様式7）
- カ 誓約書（様式8）
- キ 業務スケジュール（任意様式）
- ク 見積書（任意様式）

見積書には、見積金額、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載し、その見積金額の明細がわかるよう記載すること。

ケ 企画提案書（任意様式）

提案書の様式は任意とするが、別紙1 東近江市文化芸術振興拠点施設基本構想・基本計画策定支援業務仕様書を踏まえ、以下の項目については、必ず提案すること。

- (ア) 拠点施設整備に当たり必要と考えられる調査及び検討とその方法
- (イ) 施設の管理運営に関する検討手法
- (ウ) 市民や関係団体等の意見の把握手法及びその反映手法
- (エ) 概算事業費の算定、財源確保策等本市の財政負担の見通しに係る検討手法

(4) 提出部数

上記アからケまでの順に並べ、正本1部及び副本8部を提出すること。

7 契約候補者選定方法

(1) 審査委員会

公正性、透明性及び客観性の確保のために東近江市文化芸術振興拠点施設基本構想・基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会要領に定める委員会を設ける。

(2) 審査方法

ア 一次審査

応募者数が5者を超えた場合は、一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施し、上位5者程度を選考する。

イ 二次審査

(ア) 審査は、審査委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション並びに質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

(イ) 別紙2に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、プロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

(ウ) 最優秀提案者の決定は、プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付し、最も順位の高い者を最優秀提案者とする。

なお、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。

(エ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

(オ) プレゼンテーション及び審査経過については非公開とし、審査結果については文書で通知する。

(カ) 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日

令和8年6月30日（火）

イ 実施時間

1者につき60分程度（準備5分、提案25分、質疑30分）を予定

ウ 資料

プレゼンテーションは、業務提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。

エ 出席者

提案書の実施体制に記載されている者がプレゼンテーションを行うこととし、会場への入室は3人以内とする。

オ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した業務提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、パソコン等による説明は許可する。

8 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

- (1) 定められた提出期限、場所、方法に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる自由を認める場合

9 日程（予定）

令和8年5月15日（金）プロポーザルの公告及び実施要領の公表

令和8年5月22日（金）午後5時 説明会参加申込期限

令和8年5月27日（水）説明会

令和8年6月3日（水）正午 質問書提出期限

令和8年6月10日（水）質問回答

令和8年6月17日（水）正午 応募書類提出期限

令和8年6月22日（月）一次審査

令和8年6月30日（火）二次審査

令和8年7月上旬以降 応募者への結果通知

10 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、本市ホームページにおいて公開する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び提案者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

11 著作権等及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、本市に帰属する。ただし、契約を締結しなかった提案者が提出した書類等の著作権については、提案者に帰属する。
- (2) 本市は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、複製することがある。

12 契約

- (1) 本プロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定するも

のであることから、業務に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。

- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

13 その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した配置する各担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、極めて特別な場合で各担当者を変更する場合は、変更前の各担当者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、本市の承認を要する。

- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- (8) 連絡先及び提出先

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市企画部政策推進課（市役所本館3階）

担当：成田、神鳥

電話：0748-24-5628

I P：050-5802-9950

Eメール：seisui@city.higashiomi.lg.jp